令和7年度阿賀川河川事務所管内公募型砂利等採取（試行）公募説明書

【目的】

阿賀川管内では、近年、河道内の土砂堆積が一部区間で進行しており、中州の発達による河道の流下阻害や、洪水時に偏流が発生することで、護岸が被災するなどの被害を受けております。

また、最近では、猛烈な台風や局地的な集中豪雨による出水が全国で頻発し、出水時の堤防・護岸等の破損や土砂堆積へのリスクも高まっています。

このため、より適切かつ効率的な堆積土砂等への対応が求められることから、砂利採取の規制緩和を拡大し、公募により民間事業者等に砂利等を採取していただき、河道掘削に係る費用の削減と河川砂利の有効活用を促進していくものです。

なお、河道内砂利採取の現地作業時の問題点や、採算性等を引き続き確認するため、令和7年度も試行として実施します。

イ. 公募に参加する者に必要な資格要件

(1)申込をできる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

① 応募者（組合又は団体（以下「組合等」という。）の場合は、構成員の少なくとも1者。）は、砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 3 条に規定する砂利採取業者の登録を福島県知事から受けていること又は、申込み締切日の令和7年2月27日までに登録を受ける見込みがあること。なお、登録通知書の写し（申請中の場合は、申請書の写し）の提出がない者は砂利等採取者となることができないものとする。

② 応募者（組合等の場合は、構成員の少なくとも1者。）は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する建設業の許可（土木一式工事業）を受けていること。

③ 応募者（組合等の場合は、構成員の少なくとも1者。）は、福島県内に本社を有していること。

④ 応募者（組合等の場合は、構成員の全ての者。）は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていないこと。（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている場合は除く。）

⑤ 応募者（組合等の場合は、構成員の少なくとも1者。）は、公共工事（国土交通省、福島県、市町村等の公的機関が発注する工事）の競争参加資格者名簿の登録者で、指名停止期間中でないこと。

⑥ 応募者（組合等の場合は、構成員の全ての者。）は、採取希望申込書の提出前の前２年以内に、河川法、砂利採取法、建設業法に係る違反による有罪判決、起訴（訴訟中を含む。）又は重大な行政処分を受けていないこと。

⑦ 組合等の場合は、申込書提出後の構成員の変更は認めない。ただし、構成員の一部が上記④から⑥の要件を満たさなくなったことにより脱退させる場合はこの限りでない。

(2)砂利採取法第4条に定める業務主任者のうち、少なくとも1名を専ら従事させることができる者であること。

(3)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通

省公共事業等からの排除要請があり、当該状況が継続しているものでないこと。

(4)労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

(5)欠格事項

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。

①提出書類の必要事項に記載がない場合あるいは必要な書類が添付されていない場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③期間内に必要な書類等が提出されなかった場合

④提出書類の質問に対して回答が得られなかった場合

⑤その他不正行為があったと認められる場合

ロ. 申込み手続き等

(1)提出書類

応募者は、次の書類を北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 管理課に提出すること。

（郵送可、期限までに必着のこと）

①阿賀川河川事務所管内公募型砂利等採取（試行）申込書（様式１）

②採取計画概要書（様式２）

③誓約書（様式３）

④砂利採取法第５条第１項の砂利採取業者登録通知書の写し（申請中の場合は、申請書の写し）

⑤当該事業所の業務主任者の氏名及び砂利採取業務主任者合格書の写し

⑥建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する建設業（土木一式工事業）の許可書の写し

⑦公共工事の競争参加資格者であることを証明する資料

⑧河川砂利の採取実績を証明する資料（公共機関への砂利採取に係る報告書の写し等）。

※実績が無い場合は、提出不要。

⑨河川管理施設への損傷対策（様式４） ※意見等が無い場合は、提出不要。

＜提出書類取得方法＞

阿賀川河川事務所のホームページから申し込み様式をダウンロード、もしくは阿賀川河川事務所管理課にて配布。

【阿賀川河川事務所ホームページURL】 http://www.hrr.mlit.go.jp/agagawa/index.html

令和7年3月6日まで（土日を除く）

受付時間：9時00分～17時00分（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

(2)提出先・問い合わせ先

北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 管理課

〒965－8567 福島県会津若松市表町2番70号

電話0242－26－6873 FAX0242－26－0526

(3)質問書の提出

応募者（申請書を提出する予定の者を含む。以下この号において同じ。）は、公募期間中、採取の条件等について質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 提出期間　：　令和7年2月21日から令和7年2月27日までの毎日9時00分から17時00分

② 提出場所　：　(2)提出先に同じ

③ 提出方法　：　書面を持参、郵送又はFAXで送付すること。なお、FAX送付時には電話により着信確認を行うこと。

(4) (3)の質問に対する回答書は、FAX、書面により下記②にて閲覧に供する他、阿賀川河川事務所のホームページに公開する。

①期　　間　：　令和7年2月26日から令和7年3月6日まで（土曜日、日曜日を除く。）の毎日9時00分から17時00分

②閲覧場所　：　〒965-8567　福島県会津若松市表町2番70号
北陸地方整備局阿賀川河川事務所　管理課

阿賀川河川事務所ホームページ　http://www.hrr.mlit.go.jp/agagawa/index.html

(5)提出書類の修正

応募者は、提出書類の修正がある場合は、公募期間末日までに修正済みの書類を阿賀川河川事務所長に提出しなければばらない。

(6)採取予定地の試掘

応募者は、事務所職員立会いのもとに、自らの費用で採取予定地を試掘することができる。

この試掘行為においては、河川法の許認可手続きは不要とする。

試掘した土石は、性状分析等が終了した後は、速やかに返却しなければならない。

(7)書類の不返還等

申込書及び許可申請書の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。

なお、提出された書類は、返却しないものとする。

ハ. 採取者の選定方法

(1)審査方法

河川管理者は、提出書類による応募資格の確認を行う。

(2)砂利等採取者の審査方法は、次に掲げる項目によるものとする。

① 採取実施者の河川砂利の採取実績について評価する。

② 応募者の所在地が採取地に近いことによる、地域精通の優位性について評価する。

③ その他項目として、砂利等の販売・提供先、河川管理施設への損傷対策について評価する。

審査内容の詳細については、別表「令和7年度阿賀川河川事務所管内公募型砂利等採取（試行）審査表」のとおりとする。

選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

複数者の応募がある場合は、審査結果より上位2者を選定する。

なお、採取予定者が2者となった場合で、採取予定箇所の重複が確認された場合は、審査時の点数が上位の者から採取場所を指定できるものとする。

当初計画では、採取場所 A,B と採取場所 C の2エリアに分割することを予定しているが、詳細に

ついては別途協議の上、決定するものとする。

⑶選定結果通知

審査による選定結果は、書面にて令和7年3月13日までに応募者に通知する。

⑷選定結果に対する質問

応募者は、選定結果に対して質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 提出期間 ： 令和7年3月13日から令和7年3月19日まで（土曜日、日曜日を除く。）の毎日9時00分から17時00分

②提出場所 ： ロ. 申込み手続き等 ⑵提出・問い合わせ先と同じ

③提出方法 ： 書面を持参、郵送又はFAXで送付すること。なお、FAX送付時には電話により着信確認を行うこと。

⑷ 選定結果の質問に対する回答

⑷の質問に対する回答は、書面により行うものとする。

回答期限 ： 令和6年3月26日

ニ. スケジュール（予定）

① 申込締切	令和7年3月6日
② 選定通知	令和7年3月13日
③ 河川法等の申請期限	令和7年3月21日まで
④ 砂利等の採取許可期間	許可の日から令和8年2月27日

ホ. 採取場所

A.喜多方市塩川町会知地先(6.4k～6.8k+106m)

B.河沼郡会津坂下町立川地先（9.0k～10.0k）

C.河沼郡会津坂下町宮古地先(11.8k～12.2k)

※詳細は「図面」参照。必要に応じて各自現地確認をすること。

ヘ. 採取時期

許可の日から令和8年2月27日まで

ト. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設もしくは第三者に損害を与えた場合の取扱い、及び河川管理者の指示による中止の扱い

①河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて許可受け者に指導を行う。

②河川管理者は、許可受け者が砂利採取に当たって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は砂利等の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように、必要に応じて許可受け者に指導を行う。

③採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行うこと。

なお、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに河川管理者に通報し、適切に対応すること。

また、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づき

その原因者に復旧を求めるともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。

④許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

チ. 許可手続き

砂利等採取に選定された者は、当該砂利等の採取について、河川法第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則第13条第1項及び砂利採取法第16条に定める申請が必要となる。

※河川法第25条の許可とは、「河川区域内に土地において河川の産出物を採取する際には河川管理者の許可を得なければならない」という法律です。河川法25条の許可により、営利目的での採取が可能となります。

リ. 土石採取料の賦課等

(1)指定砂利採取にかかる土石採取料は免除する。

(2)砂利採取計画認可手数料は徴収する。

ヌ. その他

採取者は公募内容に明示する掘削範囲を遵守する他、以下の各号を遵守しなければならない。

①砂利採取行為により発生した建設廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に準拠し、採取者において分別を行うものし、詳細については、河川管理者と協議の上決定するものとする。

なお、本公募は試行であることから、廃棄物の処分については河川管理者が実施するものとする。

②砂利採取行為により発生した特定建設資材については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に準拠し、採取者において適正に分別・再資源化を行うものとするが、特定建設資材の分別・再資源化の方法等の詳細については、河川管理者と協議の上決定するものとする。

③採取時間その他採取行為の細部については、河川管理者の指示に従わなければならない。

④土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）、平日日没後の河道掘削箇所における作業は原則禁止するものとするが、上記休日に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって河川管理者に提出し、承認を受けること。

ただし、災害を防止するための必要な行為（出水時の資機材の撤去等）については、その限りではない。

⑤砂利採取に係る資機材は、許可受け者の負担で措置し、作業完了後は速やかに撤去すること。

⑥現地に進入路がないときは、その設置場所等について河川管理者と協議するものとする。

⑦粒径が 300 ミリメートルを超える転石については、採取を認めない。

⑧採取行為に着手するとき及び採取行為を完了したときは、速やかに河川管理者に届け出て、検査を受けなければならない。

⑨砂利等採取の完了後に、経済産業省令、国土交通省令で定められたところにより、業務状況報告書を提出すること。

－ 以　上 －